

平成24年度 事業計画

基本理念

『共に生き、共に育み、安心して暮らせる福祉社会を目指して』

本会は、士別市で生活するすべての市民が自立した生活をするために、市民一人ひとりが手を取り支え合い、高齢者が安心して生活できる地域づくり、障がい者が生活しやすいまちづくり、安心して子育てができる環境づくりに取り組み、みんなの手でみんなの声で『共に生き、共に育み、安心して暮らせる福祉社会を目指して』を基本理念に住民主役の社会福祉活動を推進してまいります。

事業方針

昨年は東日本大震災で大きな被害をもたらした、地震・津波・原発事故という未曾有の災害に直面し、多くの市民の皆様、企業・団体等からの災害たすけあい義援金、災害ボランティア、救援物資など心あたたかい善意が寄せられました。あらためて「人と人の支え合い」の大切さを痛感したところであります。

今後も被災者・被災地の本格的な復興に向けて、市民皆様のご理解とご協力を得ながら支援活動に取り組んでまいります。

近年の福祉課題は少子高齢社会の進展、地域の連帯感の希薄化による社会変化が進む一方、従来の制度では対応しづらい失業に絡む生活課題、孤立化、虐待、高齢者等の財産や権利の侵害など様々な問題が生じています。

こうした状況のなか、当会は地域福祉を推進する中核的団体として位置付けされた民間団体として、地域に開かれた組織を確立し、「公共性」と「民間性」を合わせ持つ団体として地域住民から信頼される組織づくりに努め、財政基盤の確立を図り「公民協働型」の社協活動が求められています。

当会は、地域福祉の推進役として、高齢者や障がい者への適切なサービスの提供に努め、採算性の確保など自立した事業経営についても強く求められており総合的なサービス経営の視点が必要となることから、利用者の支援も含めた包括的な生活支援体制づくりに資する取り組みを推進していくとともに、士別市における社会資源を有効に活用しながら、自治会組織、福祉・ボランティア関係団体等との連携を密にし、誰もが、住み慣れた地域社会で、安心して暮らすことができるよう、新士別市地域福祉実践計画に基づき「みんなでふれあい 支えあう つなごう地域の力」を基本目標に、福祉のまちづくりを推進します。

事業計画

1. 全戸会員制の充実

社会福祉事業の組織的活動の促進と地域福祉の増進を図るため、社協の全戸会員制をめざし各自治会にご理解とご協力をいただいております。

さらに自治会未加入世帯に対して、自治会連合会と連携して自治会加入促進に努めます。

2. 社協組織・財政基盤の強化

地域での福祉活動が重要視される中で、社協の果たす役割はますます増大してきています。

こうした社協活動をさらに推進していくためには、事務局体制の強化と財政基盤の確立、そして事業運営の安定化が重要課題となってまいります。

事務局体制につきましては、士別市より管理運営を受託しているサポートセンターしべつを「福祉の拠点」として有効に活用し、さらに福祉の増進が図られるよう努力してまいります。

また、職員体制についても、士別市の援助・協力をいただきながら、高齢社会、介護保険事業に対応すべく、総合相談・援助活動の中核的な機能を十分果たせるような支援体制及びケアマネージメント機能の強化を推進するために職員体制の確立並びに職員の資質向上に努めてまいります。

特に、役職員向けに主催される研修会や講習会には積極的に参加し、職場内研修会を適宜開催するなど役職員の資質向上を図るとともに、働きやすい職場環境づくりに努めてまいります。

あわせて、地域の多様な組織と連携して福祉のまちづくりを進めるにふさわしい、また、地域住民から信頼される組織・運営体制の強化とともに、適切かつ自立した法人運営、財務、労務管理等を可能にする事業体制の確立に努めてまいります。

財政基盤の確立については、事業収入における収益や委託事業等公費負担事業の考え方を整理するとともに、コスト把握などに努め、効率的で自立した経営に取り組んでまいります。

さらに、市民の協力を得て積立てている社会福祉基金（社会福祉積立金、財政調整積立金、介護保険財政調整積立金）については、社会情勢の大きな変動や大災害時等の際にも安定的な福祉活動を推進するため、今後も市民の協力を得て基金の健全な運用に努めてまいります。

3. 広報広聴活動の充実

一般市民の社会福祉活動及び社会福祉協議会事業に対する理解と参加を得るために、福祉制度等の情報提供と社協活動や住民福祉活動の情報発信を強化いたします。

また、社協事業について多くの市民に理解していただくため、市内全戸配布する社協だより（年6回発行）を市民により親しまれる広報紙にするため、紙面の充実を図るとともに、ホームページによる福祉サービスの迅速な情報発信に努めます。

4. 地域活動の強化

(1) 支部活動の推進

市内の地区自治会連合会を単位とした5の支部（中央・上士別・多寄・温根別・朝日）活動は、市の支所及び出張所並びに地区連合会内の各自治会の協力によって各種事業が推進されております。

住民がお互いに創意と工夫を持ち寄り、助け合い支えあって暮らすことができる福祉のまちづくりを進めてまいります。

(2) 小地域ネットワーク推進事業

自治会等の小地域を基盤とし、住民の参加と協力により地域の中で援護が必要な方々の生活を見守るとともに、隣人同士の支えあい活動を推進し、地域全体をつなぐネットワーク活動へと発展することを目指し取り組みます。

5. 在宅福祉サービス事業の推進

住民の生活をめぐる社会情勢はますます複雑多様化し、特に急速に進む高齢社会に対応する在宅福祉の推進は大きな課題となっておりますことから、次の事業を推進してまいります。

(1) 入浴介護事業（施設入浴）【士別市受託事業】

桜丘デイサービスセンターの特殊浴槽を使用し、身体障がい者（児）の入浴を確保しながら、介護保険事業で対応不可能な方々への施設入浴に努めます。

(2) 福祉パトロール事業【士別市受託事業】

日常生活を送るうえで不安のある高齢者単身世帯等を対象に、民生委員及び地域住民が連携して、家庭訪問・電話連絡等による相談、安否確認を行う「福祉パトロール事業」を推進します。

(3) 士別市桜丘荘特定施設入居者生活介護ホームヘルパー派遣事業【士別市受託事業】

要介護者が徐々に増加している養護老人ホームにおいて、介護保険サービスの一つである外部サービス利用型を選択し、ホームヘルパーの派遣を任せられたものであり、士別市と連携のもと効果的な運営に努めます。

(4) 士別市在宅介護支援センター運営事業【士別市受託事業】

市内に3ヶ所開設されている、総合相談窓口の1ヶ所を受託運営しており、社協本来の機能を十分に發揮します。

また、士別市地域包括支援センターと連携を図りながら、介護教室や権利擁護事業など、積極的に取り組んでまいります。

(5) 移送サービス事業【士別市受託事業】

平成4年度より、在宅の虚弱老人等の方々が医療機関に通院する際の介助と交通手段を確保する「移送サービス事業」について、士別市並びに関係機関と連携を密にしながら積極的に取り組みます。

(6) 地域福祉権利擁護事業

認知症高齢者、知的障がい者や精神障がい者などの意志決定や意思表示の困難な在宅者に対し、福祉サービス利用の援助や代行、日常的な金銭管理などの地域生活支援サービスを提供するもので、北海道地域福祉生活支援センター（上川地区地域福祉生活支援センター）と連携のもと事業を推進します。

(7) いきいきデイサービス事業【士別市受託事業】

要介護認定により自立と判定された方及び要介護認定を受けなくも、何らかの社会的支援が必要な方に対して、介護予防的なことからも健康で生きがいのある老後を支える目的で、自立支援サービス判定基準に合致する対象者に対して、この事業を推進します。

(8) 関係機関等との連携強化

地域福祉の総合的機能的サービスを確立するため、士別市地域ケア会議・北海道ホームヘルパー協会・市町村社協強化検討会、他関係機関への参画を含めより一層連携を深めます。

また、医療・保険・福祉のネットワークの確立、福祉ニーズの把握と援助活動のための地域内ネットワークの確立に向けても、自治会単位の福祉研修会などの機会に積極的に地域に出かけ、一層の連携強化に努めます。

6. 介護保険事業の実施

介護保険事業としてケアプランの作成機関となる指定居宅介護支援事業者、また、保険サービスとなるホームヘルプ事業・訪問入浴事業を指定居宅サービス事業者として運営規定等を遵守しながら質の向上と信頼される事業者を目指してまいります。

(1) 指定居宅介護支援事業所

○士別市社協居宅介護支援事業所

(2) 指定居宅サービス事業所

○士別市社協ヘルパーステーション
○士別市社協訪問入浴事業所

7. 障がい者自立支援（障がい者福祉～身障・知的・児童・精神）事業の実施

平成18年度より支援費対象者に加え精神障がい者が含まれた障害者自立支援法となったところであり、当会としても引き続き障害者自立支援法の事業者としてJR士別駅における乗降介助支援等、障がい者福祉の更なる拡充を目指してまいります。

(1) 指定居宅介護サービス事業所

○士別市社協ヘルパーステーション（身障・知的・児童・精神）

8. ボランティア活動の推進

(1) 士別市ボランティアセンター事業の推進

地域福祉に関わる福祉のまちづくりを進めるボランティア活動は、士別市ボランティアセンターが中心となり、ボランティアの養成やまちづくりの集い等の事業に取り

組んでおりますが、個人のボランティア登録・情報提供等、いつでも、どこでも、誰でも、ボランティア活動に参加できる体制の整備に努め、地域における福祉コミュニティの形成を図ります。

(2) 学童生徒のボランティア活動普及事業の推進

小・中・高等学校の児童・生徒を対象に、福祉教育・学習の機会を提供し、体験・交流活動等を推進することにより社会福祉への理解と関心を高め、福祉のこころ・ボランティアの精神を養うことを目的として、生徒数20人以上の学校は1校5万円、生徒数20人未満の学校は1校3万円を助成し、活動の推進を図ります。

また、教員の理解・協力を得るためボランティア指定校担当者会議（年2回）を引き続き実施してまいります。

(3) 士別市福祉ボランティアのまちづくり事業（士別市補助事業）

「共に支えあう地域社会づくり」の推進を目指し、次にあげる事業を各関係団体との連携を保ちながら、青少年にあっては体験活動を主に開催し、より一層ボランティア活動の普及定着に努めます。

ア、地域力アップ研修事業（2回） [新規]

（平成24年度土別市民ボランティアスクール）

（平成24年度しふつヤングボランティアスクール）

イ、ボランティア交流研修会 [新規]

ウ、第34回住民福祉活動を進めるつどい [継続]

エ、第23回士別市福祉教育懇談会 [継続]

オ、第22回士別市小学生ボランティアスクール [継続]

カ、第18回士別市中学生・高校生ワークキャンプ [継続]

キ、土曜ボランティア学習塾「さぼてん」（毎月第二土曜日） [継続]

ク、声の図書事業（テープ作成・貸出） [継続]

ケ、オムツを贈る運動 [継続]

コ、使用済み切手、リングブル、エコキャップ等の収集活動 [継続]

サ、出前講座の実施 [継続]

9. ノーマライゼーション事業の推進

「ふれあい広場'12 in しふつPART29の開催」

障がいのある人もない人も、共に地域社会の中で支えあって生きていく「ノーマライゼーション」の考え方を普及し定着することを目的に、本年7月7日（土）・8日（日）に開催し、住民の深い理解と協力のもと事業の展開を図ってまいります。

10. 士別市受託事業

(1) 士別市総合福祉センター受託事業（昭和54年7月）

士別市総合福祉センターは指定管理制度に基づき管理運営を受託し、老人クラブの交流会や高齢者のレクリエーション活動等の拠点施設としてセンターの有効活用を図りながら、利用者の福祉向上に努めます。

(2) 士別市多世代スポーツ交流館受託事業（平成7年1月）

士別市多世代スポーツ交流館は指定管理制度に基づき管理運営を受託し、交流館の有効活用を図りながら、市民の心身の健康と福祉の増進に努めます。

(3) サポートセンターしべつ受託事業（平成13年11月）

サポートセンターしべつの管理運営を受託し、センターの有効活用を図りながら利用者の福祉向上に努めます。

(4) 福祉パトロール受託事業（昭和46年4月）

(5) 施設入浴受託事業（昭和54年4月）

(6) 士別市在宅介護支援センター運営受託事業（平成11年7月）

(7) 移送サービス受託事業（平成12年4月）

(8) 要介護認定調査受託事業（平成12年4月）

(9) いきいきデイサービス受託事業（平成12年5月）

(10) 士別市桜丘荘特定施設入居者生活介護ホームヘルパー派遣事業（平成21年4月）

(11) 士別市障がい者移動支援事業（平成23年2月）

11. その他主な活動

- ①生活支援活動（心配ごと相談所運営事業等）
- ②生活福祉資金貸付事業
- ③苦情解決委員会の活動
- ④共同募金事業（赤い羽根共同募金運動・歳末たすけあい運動）
- ⑤日本赤十字社事業
- ⑥その他必要な事業

※ 平成24年度 強化事業

- | | |
|---|------|
| ①日常生活自立支援事業の推進
・福祉パトロール事業 | [継続] |
| ②ボランティア活動推進事業
・地域力アップ研修会
・ボランティア交流研修会 | [新規] |
| ③自治会広報活動支援事業
・回覧板作成 | [新規] |